

第44回遠野市農業委員会総会議事録

日時 平成24年11月27日（火）

午前9時00分

場所 遠野市役所とびあ庁舎大会議室

会議出席委員

1 阿部 正嗣	2 山崎 登久昭	3 多田 靖志	4 阿部 儀信	5 似田貝 順一
6 菊池 次男	7 白岩 正義	8 佐々木 豊子	9 昆野 征策	10 佐々木 恵美子
11 菊池 敦子	12 江川 幸男	13 綱木 秀治	14 菊池 正明	15 新田 佐悦
16 佐々木 収一	17 菊池 昇	18 太田代 良市	19 松田 欣一	20 欠 席
21 古屋敷 徳夫	22 齋藤 晴夫	23 奥寺 晴夫	24 欠 席	25 白金 英子
26 細川 幸男	27 君崎 敬孝	28 菊池 政實	29 菊池 孝	30 濱田 平八郎
31 北湯口 進				

欠席届出 20番 菊池 一勇 委員、24番 森川 亦 委員

無断欠席 なし

遅刻者 なし

早退者 なし

事務局 佐々木敦緒事務局長、磯谷洋子農地係長、小倉匠農業振興係長

関係機関 なし

議事日程

1 開 会

2 農業委員会憲章朗唱

3 事務事業経過報告

4 報告事項

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第2号 農地法関係指令書の補正願いに係る専決処分の報告について

報告第3号 農地法第5条許可処分の取消願いに係る専決処分の報告について

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について

5 議事日程

日程第1 議事録署名人の指名及び会議書記の指名

日程第2 議案第45号 農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に対する可否決定について

日程第3 議案第46号 農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定について

日程第4 議案第47号 遠野市農用地利用集積計画の策定に対する意見決定について

日程第5 議案第48号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

6 その他

7 閉会

議 長	<p>(午前9時05分)</p> <p>おはようございます。</p> <p>雪も降ってきて大変荒れている中、総会にご出席頂きましてありがとうございます。</p> <p>また、昨日は農林水産振興大会皆様にご列席頂きましてありがとうございました。</p> <p>今日は、年内あと1回総会があるわけですが、今年のだいたいの総括ということで様々な部分でお話があると思います。先日は家族経営協定推進のアドバイザーの会議もありまして、その中でいろいろ話し合われたこと、今日はアドバイザーの代表である29番菊池委員の方から細かい話があると思いますが委員1人、1組を何とか締結に向かって努力しましょうということでお知らせしましたので宜しくお願いします。また、農業者年金等に関しましてなかなか進んでない状況です。先日、岩手県農業会議の方としても今の制度から少し変えていこうと要望しているところですが、前から言われておりましたが、掛け金2万円では少し高いので1万円にする、それから年齢を60歳から65歳に引き上げる等、国へ何点か要望しております、その結果どういうふうになるのかまだわかりませんが、岩手県農業会議としてもさらに新しい形で農業者年金を加入しやすいような形で要望して結果を楽しみにしておるところです。いずれ農業者年金、家族経営協定の期間が迫ってきておりますので皆様方にはぜひご了解いただきまして一つでも多く達成できるようにやってまいりたいと考えておりますので宜しくお願いいたします。その件に関してもあとで詳しい話がでてくると思いますので宜しくお願いいたします。早速、総会に入りたいと思います。</p> <p>これより第44回遠野市農業委員会総会を開会します。本日の議案は、4件です。慎重にご審議をお願いします。</p>
議 長	<p><b>【開 会】</b></p> <p>本日の出席委員でございますが、現在31名中29名出席です。</p> <p>遠野市農業委員会会議規則第11条の規定により定足数に達しておりますので、本総会は成立します。</p> <p>尚、欠席の届出は、20番 菊池 一勇 委員、24番 森川 亦 委員であります。</p>
議 長	<p><b>【農業委員会憲章朗唱】</b></p> <p>議事日程に先立ち農業委員会憲章の朗唱を行います。</p> <p>ご起立願います。</p> <p>先唱を、27番 君崎 敬孝 委員にお願い致します。</p>
議 長	<p><b>【事務事業報告】</b></p> <p>次に、事務事業経過報告を事務局長をして報告いたします。</p>
事 務 局 長	<p>はい、議長。遠野市農業委員会事務事業の経過報告を申し上げます。</p> <p>(以下「遠野市農業委員会事務事業経過報告」説明により記載省略)</p>
議 長	<p><b>【報告事項】</b></p> <p>次に、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について、から報告第4号、農地法第18条第6項の規定による通知について、までを一括して、事務局から報告いたさせます。</p>
事 務 局 長	<p>はい、議長。それでは報告第1号についてご説明いたします。</p> <p>(以下「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」説明により記載省略)</p>
農 地 係 長	<p>それでは、報告第2号についてご説明いたします。</p> <p>(以下「農地法関係指令書の補正について」説明により省略)</p>
農 地 係 長	<p>続いて、報告第3号でございます。</p> <p>(以下「農地法第5条許可処分の取消について」説明により省略)</p>

農地係長	<p>続いて、報告第4号でございます。5ページをお開きください。 (以下「農地法第18条第6項の規定による通知について」説明により省略)</p>
議長	<p>【議事日程】 これより本日の議事日程に入ります。</p>
農地係長	<p>【日程第1】 日程第1、議事録署名人の指名及び会議書記の指名を行います。 議事録署名人には、遠野市農業委員会会議規則第13条の規定により、議長において指名することにご異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり) ご異議なしと認め、議事録署名人に28番 菊池 政実 委員、29番 菊池 孝 委員、会議書記に事務局 小倉 匠 君を指名いたします。 次に、議事参与の制限についてです。議案に係る委員は発言をご遠慮願います。</p> <p>次に、農地法等に係る議案総括表の説明を事務局に求めます。</p>
議長	<p>はい、6ページ、7ページでございます。 第44回遠野市農業委員会総会提出議案総括表。</p>
農地係長	<p>(以下「第44回遠野市農業委員会提出議案総括表」説明により記載省略)</p>
議長	<p>【日程第2】 日程第2、議案第45号、農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に対する可否決定についてを議題といたします。</p>
事務局長	<p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>はい、議案第45号について説明いたします。</p>
議長	<p>1番。借人。●●町、●●●●。貸人。●●市、●●●●。●●町、1,008㎡。 貸人は、相続により取得した農地を甥である借人に貸し付けるものです。 農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件の全てを満たすと考えられます。以上です。</p>
議長	<p>ただいま事務局より説明のあった案件について、地区担当委員から現地確認結果の説明をお願いします。●●町をお願いします。</p>
6番委員	<p>はい、6番菊池です。 委員3名でもって支障がない旨、現地確認いたしました。</p>
議長	<p>はい、現地確認の結果について説明がありました。 これより質疑に入ります。</p>
議長	<p>質問のある方は発言願います。なお発言する際は、議席番号を述べてからお願いします。</p>
議長	<p>ございませんか。 (「なし」の声を確認)</p>
議長	<p>発言がないようですので質疑を終結し採決いたします。 お諮りいたします。</p>
議長	<p>議案第45号は、原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。</p>
議長	<p>よって、議案第45号は原案のとおり「可」と決しました。</p>

議 長	<p>【日程第3】</p> <p>日程第3、議案第46号、農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定についてを議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
農 地 係 長	<p>はい、議案第46号についてご説明いたします。</p> <p>1番。受人。●●町、●●●●。渡人。●●町、●●●●。●●町、107㎡。</p> <p>2番。受人。●●町、●●●●。渡人。●●町、●●●●。●●町、107㎡。</p> <p>1番、2番は交換です。相互の利便性を図るため交換するものです。</p> <p>3番。受人。●●町、●●●●。渡人。●●町、●●●●。●●町、703㎡。</p> <p>こちらは、受人の住宅及び農地と隣接していることから、申し出て買い受けるものです。</p> <p>4番。受人。●●町、●●●●。渡人。●●町、●●●●。●●町、324㎡。</p> <p>渡人は、高齢となり、耕作できないことから要請し譲り渡すものです。</p> <p>5番。受人。●●町、●●●●。渡人。●●市、●●●●。●●町、1,249㎡。</p> <p>受人は、渡人が以前住んでいた住宅と宅地を買い受け、現在居住しております。この宅地に隣接した農地を今回買い受け、新規就農するもので、作付け作物はソバ、枝豆、ミニトマト等を予定しており、農機具の所有状況等記載の営農計画書が提出されております。</p> <p>渡人は、相続により取得した農地であり、耕作できないことから、要請し売り渡すものです。</p> <p>6番。受人。●●町、●●●●。渡人。●●町、●●●●。●●町、979㎡。</p> <p>渡人は、相続により取得したもので、耕作できないことから要請し売り渡すものです。</p> <p>以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。</p> <p>以上です。</p> <p>ただいま事務局より説明のあった案件について、地区担当委員から現地確認結果の説明をお願いします。それでは、●●町、●●町、●●町の順にお願いします。</p> <p>まずは、●●町をお願いします。</p>
1 5 番 委 員	<p>はい。当日、職員2名、地区担当委員3名で現地確認しました。</p> <p>1番は家も隣同士、田んぼも隣同士ということで何ら問題はなかったということです。3番は、土地が家と隣だということで何ら問題はなかったということです。以上です。</p>
議 長	<p>はい、ご苦労様でした。続きまして、●●町をお願いします。</p>
2 1 番 委 員	<p>はい、4番、5番についてご説明いたします。</p> <p>当日、地区担当委員3名、事務局2名、計5名で確認してまいりました。</p> <p>4番の受人と渡人ですが、本家、別家の関係であります。渡人が別家にあたる方で別家になるときに本家から譲り受けた土地でしたが、高齢の為に施設へ入所するのでいろいろ整理するために本家である受人に返すということであり何ら問題はありませんでした。5番は事務局の説明のとおりで何ら問題はないと判断してまいりました。以上です。</p>
議 長	<p>はい、ご苦労様でした。続きまして、●●町をお願いします。</p>
1 4 番 委 員	<p>はい。6番の件ですが、相続で土地を取得したわけですが、実際耕作していないため、また、労力不足で耕作できないということでこの農地に隣接している受人に売り渡すもので何ら問題はないと確認いたしました。</p>

議 長	はい、ご苦労様でした。 ただいま現地確認の結果について説明がありました。 これより質疑に入ります。 質問のある方は発言願います。
27番委員	はい、27番。
議 長	27番委員どうぞ。
27番委員	はい。参考のために確認したいのですが、売買価格、今までも不思議だなと思っていましたが、売買価格の決め方、考え方はどのようになっているのですか。あくまで両者の合意の形だけで決まっているのか、ある一定の部分の価格の中で請求されているのですか。今までも400万円のところもありましたが、場所も関係あると思いますが、数十万のところもありました。今回も田んぼよりも畑の方が田よりも高かったりするので、参考までに確認させてください。
議 長	はい。事務局答弁願います。
農地係長	はい。今おっしゃられましたようにその土地の地形ですとか、利便性、バイパスが近いとかそういう形での取引価格は様々あると思います。基本的には、両者の話合いの中で決まる形にはなりますが、前例でこの辺りはいくら位で売ればいいかなというのが参考になることはあります。今回の売買価格につきましても3番に関しましては自分の身内だという農業委員の説明もありましたし、自分のすぐ近くの農地ということでこの価格で両者で合意しております。5番に関しましては住宅と隣接しておりますし現地を確認しますとわかることなんですが、パイプハウス等がそのまま設置されているものもありますのでそこを含めての価格となっています。土地の形状ですとか、利便性とか、機械設備等々含んだ形の単価になることもあります。以上です。
議 長	他にございますか。
17番委員	はい、17番菊池です。
議 長	はい、17番委員。
17番委員	はい、今の件に関しまして参考までにお話させていただきます。私も昨年度変わった畑の件でした。これは買い受けた方は、10年間利用権設定されたものの売買でしたが、その畑の状況が耕作放棄地状態でこの買い受けた方が写真を撮ったりして灌木も終わっている畑を利用権設定して耕したものなのでその辺の価格も加味して欲しいという地権者へ要望があったようです。そういうこともあればこの総会資料に載った価格だけでは決められないものがあるということだけは皆さんにわかっていたきたいと思います。以上です。
議 長	他にございませんか。 (「なし」の声を確認)
議 長	発言がないようですので質疑を終結し採決いたします。 お諮りいたします。 議案第46号は、原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり)  ご異議なしと認めます。 よって、議案第46号は原案のとおり「可」と決しました。

議 長	<p>【日程第4】</p> <p>日程第4、議案第47号、遠野市農用地利用集積計画の策定に対する意見決定についてを議題といたします。</p> <p>なお、説明は再設定の案件の説明を省略し、新規設定のみを説明いたします。事務局の説明を求めます。</p>
農地係長	<p>議案第47号についてご説明いたします。</p> <p>利用権設定は本月18件あります。新規のみ説明させていただきます。</p> <p>10ページの9番です。</p> <p>9番。借人。●●町、●●●●。貸人。●●町、●●●●。●●町9筆、11,545㎡。賃貸借の新規です。</p> <p>10番。借人。●●町、●●●●。貸人。●●町、●●●●。共有名義になっています。●●町14筆、7451.87㎡。賃貸借の新規設定です。</p> <p>その他は全て再設定です。以上です。</p>
議 長	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>質問のある方は発言願います。</p>
30番委員	<p>はい、30番。</p>
議 長	<p>はい、30番委員。</p>
30番委員	<p>はい。再設定の中で賃貸料等、何か変更になっているものはないのですか。</p>
農地係長	<p>はい、変更の賃貸借がありましたのが、14番、15番、16番、17番の4件です。この4件が10a辺りの単価が変わっています。10a単価が1万円でしたが、5千円に変更になっております。</p>
30番委員	<p>他にはないですか。</p>
農地係長	<p>12番が10a辺りの単価ではなく、年額5万円だったものが4万円になっております。</p>
議 長	<p>その他ございませんか。</p> <p>(「なし」の声を確認)</p> <p>発言がないようですので質疑を終結し採決いたします。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第47号は、原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第47号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議 長	<p>【日程第5】</p> <p>日程第5、議案第48号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
農地係長	<p>はい、議案第48号について説明いたします。</p> <p>1番。譲受人。●●町、●●●●。譲渡人。●●町、●●●●。●●町、1,806㎡。</p> <p>申請人は、土木、建設業を営んでおります。東日本大震災により工事の受注が増大したため、従業員の駐車場が不足したこと、また散在している資材置場をとりまとめるため、駐車場、資材置場を整備するものです。</p>

申請地内の排水は雨水のみで、排水路を設置するため、周辺への影響は無いと考えられます。

位置は、●●●●から南東へ10メートルほどのところで、県道、宅地、山林に接する農業公共投資の対象となっていない農地であることから、農地区分は第2種農地と判断しました。

第2種農地は原則不許可ですが、申請に係る農地の代替性が無いことから、転用に問題は無いと考えます。

2番。譲受人。●●町、●●●●。譲渡人。●●市、●●●●。●●町3筆、10,700㎡。

譲受人は、産業廃棄物処理業者であり、建設廃棄物（アスファルト、コンクリートのがれき類）を破碎処理した後の有価物（製品）の置場に不足が生じているため、現在のプラント隣接地に置場を増設しようとするものです。

転用面積は、破碎処理後の製品となったアスファルトガラ、コンクリートガラを種類毎に分類し、8ヶ所の製品置場としての敷地、また運搬車両の積載、積み下ろしの作業場を確保するための転用面積となっております。

申請地内の排水は、盛土し砕石を敷く計画で、地下浸透方式、有価物の配置についても保安距離を確保し配置することから、周辺への影響は無いと考えられます。

位置は、●●●●から西へ300メートルほどのところで、山林、市道、自社プラントに接する農業公共投資の対象となっていない農地であることから、農地区分は第2種農地と判断しました。

第2種農地は原則不許可ですが、申請に係る農地の代替性が無いことから、転用に問題は無いと考えます。

3番。譲受人。●●町、●●●●。譲渡人。●●町、●●●●。●●町、359㎡。

譲受人は譲渡人の孫に当たります。祖父から申請地を借り受け、新たに自己住宅を建築するものです。

申請地内の排水計画は、浄化槽での処理を計画しており、周辺農地への影響は無いものと考えます。

位置は、●●●●から南へ1キロメートルほどのところで、市道、宅地にはさまれた農業公共投資の対象となっていない農地であることから、農地区分は第2種農地と判断しました。

第2種農地は原則不許可ですが、申請に係る農地の代替性が無いことから、転用に問題は無いと考えます。

4番。譲受人。●●町、●●●●。譲渡人。●●町、●●●●。●●町、307㎡。

譲受人は生活の利便性を向上させるため、勤務地の近くに自己住宅を建築するものです。

申請地内の排水計画は、公共下水道への接続を計画しており、周辺農地への影響はないものと考えます。

位置は、●●●●から東へ150メートルほどのところで、都市計画区域の用途地域に位置する農地であることから、農地区分は第3種農地と判断しました。

5番。譲受人。●●町、●●●●。譲渡人。●●町、●●●●。●●町、431㎡。

譲受人は現在アパートに住んでいることから、自己住宅を建築するものです。

申請地内の排水計画は、浄化槽での処理を計画しており、周辺農地への影響は無いものと考えます。

位置は、●●●●から南東へ180メートルほどのところで、畑、市道に接する農業公共投資の対象となっていない農地であることから、農地区分は第2種農地と判断しました。

第2種農地は原則不許可ですが、申請に係る農地の代替性が無いことから、転用に問題は無いと考えます。

6番。譲受人。●●町、●●●●。譲渡人。●●町、●●●●。●●町、2,214㎡。

譲受人は、砂利採取のため一時転用するものです。

採取に伴う湧水の処理は、自然浸透であり、保安距離の確保、粉じん、騒音防止等についても、砂利採取法に基づく採取計画認可申請の手続きを行っております。

位置は、●●●●から南へ140メートルほどのところで、農業振興地域内にある農用地





	<p>家族経営協定推進会議におきまして議長報告させていただきます。</p> <p>今月21日、加速経営協定推進会議を合同庁舎で開催いたしました。会議には、アドバイザー10名、普及センター、農業振興課、農業委員会から6名、合計16名で慎重に審議を行い、次のとおり決定してございますので報告いたします。</p> <p>今年度の農業委員会事業計画では4月25日の総会で決定いたしましたとおり、家族経営協定件数の目標は、最低22件となっておりますが現在7件の締結になっております。そこで委員には、今年度の事業計画に基づきまして一人一件の締結を何とか推進していきましょうということが決定になってございます。一人一件というのは今年自分が締結したという方につきましては、それで一件になるということです。それ以外の委員の皆様には、何とか一件お願いいたしますということでございます。皆様には、様式をお配りしてございますので記入等方法が分からない場合は、各地区から推進されておりますアドバイザーから教えていただき農家を訪問しながら推進していただければと思います。なお、日程的な関係でございますが締結書の原案につきましては12月21日までに事務局に提出していただきますようお願いいたします。また、行った際に締結者には、2月に予定されております合同調印式への出席も併せてお願いいたします。なお、現在締結している家族のリストと平成22年から今年までに認定、または更新された認定農業者のリストをお配りしておりますので推進の参考にしていただきたいと思います。特にもこのお配りしたリストは個人情報等が載っておりますので十分注意していただきたいと思います。</p> <p>以上、締結の経過報告をいたします。なお、総会終了後、1番委員、22番委員は少し残っていただいて相談したいと思っておりますのでご協力宜しくお願いいたします。</p>
議 長	<p>はい。家族経営協定推進アドバイザーの議長の方から報告がございました。こちらは、報告でございますので質疑等は特に受けません。</p> <p>事務局からございますか。</p>
農業振興係 長	<p>資料の説明をさせていただきます。渡したリストですけれども少し細かい字で書いてあるものが既に締結している方たちのリストです。この方たちについては、更新をすすめる場合に参考にしていただくという分と認定農業者のリストということで少し大きめの字で書いてあるものが22年から24年の3年間に更新または新規で認定農業者になった方たちでございます。その備考欄に「済」と入っている方たちは家族経営協定を結んでいるという方たちということになりますので更新をすすめたり「済」とついてない方たちは新規での締結を推進するという形でお願いしたいと思っております。以上です。</p>
事 務 局 長	<p>はい。少し補足させていただきますが、今小倉係長が説明したとおりです。ただ体調不良で声が通らなかつたと思っておりますので再度説明させていただきます。文字の細かい今まで家族経営協定を締結している方々の名簿は実は結婚されたとかお亡くなりになられたとかいろいろな事情で家族の構成が変わっている部分の可能性があります。かなりあると思われまして。そして今まではお嫁さんが入っていなかった、息子さん、おじいさんが入っていなかったと、今後入れて締結を交わすかという場合を更新と言います。リストを見て家族構成が変わっているようだという場合には、その家を訪ねて更新の締結を交わしていただくとこれも一件とみなすということでこの間の会議では決められておりますので更新も一件、あとは文字の大きい方は認定農業者になれる時に家族経営協定を交わしたいという計画がなされていた方の名簿です。ですから、22年、23年、24年と3年分のリストです。この方々は、認定農業者になるときに家族経営協定を交わすかなと書き込まれている方々ですから、この方々に行ってお勧めをさせていただくというのも一つの手段です。また、その名簿になくとも隣の人にすすめてみたり、集落にすすめてみるかなというのも一件として締結をすすめていただければと思います。なお、家族経営協定は農業者だけと考えておりますけれどもこれは商業でも何でもいいです。家族の中で事業を分散して経営改善をするというのが狙いですから別に農業者だけでなくとも構わないのでお願いします。</p> <p>もう一件別件ですが、実は、11月19日に農地法の現地確認調査があったわけでありまして。このときに今までいろいろと学習してきたことが浸透しておったのか、農業委員さ</p>

	<p>んが注意をして現地確認以外についても見て歩いたということです。その中で綾織町だったのですが、総会で議案されたところではない土地が転用されているのではないかとことに気がついたのです。そして、車から降りて、現地を確認したならば許可をしてなかった所が工事されていたということで農業委員さんは業者に注意をしたという経緯があります。これは、東北横断道の秋田・釜石線の工事に伴う仮設工事用道路、これを拡幅していたということでありました。違反転用として考えられる案件でございましたので岩手県等へ問い合わせをしてどう取扱うかということをお協議しましたが、これが、悪意が無い、全く農地法の許可を取るということを知らなかった業者でありました。いわゆる橋の上部工の独立会社でしてそういうことがわからなくて地主さんとは契約を交わしてビニールシートを敷いてその上に完全に原形に復元するというものであります。ですが、やはり違反転用は違反転用でありますのでこの件については始末書ということで徴収いたしました。早速、発注者である国交省の所長もおいでになりましていろいろ話し合いをした結果、始末書をもっておおむね解決ということで会長といろいろ相談をして始末書をいただいてこの件は、工事がもう終わることでしたので始末書で了解ということにいたしましたのでこのことを報告申し上げます。</p>
議 長	<p>それでは、事務局、家族経営協定アドバイザーの方から話がありました何かございますか。</p>
27番委員	<p>はい、27番。</p>
議 長	<p>27番委員、どうぞ。</p>
27番委員	<p>先ほどのことではないのですが、実は先般の関係、家族経営協定の研修会、それから昨日の農林水産振興大会の中でもいろいろ出たのですが、地域農業ビジョン、人・農地プランいずれも農業委員が参画をして役割をなさよという話があるわけですが、私だけではなく、全農業委員がそう思っていると思うのですが中心となる市のあり方がまだよく見えなくて参画しようにもできない、どうしたらいいのかなというのが農業委員の形だと思っております。したがって、昨日の農家支援室で話されていましたがあれだけをいくら言われても前にはいかないと思います。今の進め方は150万補助される新規就農のあり方と農地集積のような助成のあり方を中心に行っているようですが、農業委員がどのように参画すればいいのかをきちんと要請して参画できる姿があるべき姿だと思っております。したがって言いたいのは、やはり担当課が来てきちんと農業委員にこういうことをお願いしますとこういう形の案を参画して作り上げたいかという話があるべき姿だと思いますが、何もなくてこのままいくと実際のビジョンがどういうビジョンを作り上げるのか私は少し不満です。12月でも結構ですのでこの総会の場にきて説明するなりお願いするなりあって然るべきだという意見です。私だけかもしれませんが、そうしなければなかなか言われている役目が果たせない気がしますので提案させていただきます。</p>
6番委員	<p>賛成です。</p>
26番委員	<p>はい、26番です。27番委員に納得するようですけども、これは誰が考えても最終的には農業委員が係ってくるんだと、ビジョンに対しては創案のときから一緒になって話し合いながらこういうことは進めていかないと今のような論点が出てくると思うので皆様も良ければ会長の方から当局の方に申し入れしていただければいいと思います。</p>
議 長	<p>まさにその通りでして、これまでもこの件については農業委員会の運営委員会の中でも議論していましたが再三当局とは話し合っていました。いずれやろう、やろうと言ったところで農業委員会の役目は何なんだということで直接話もしております。そして早く農業委員会の係る部分のきちんとした形を示して欲しいと再三言っていますが、どうもその辺をはっきりしてくれません。ですから、このように県内でも一番遅れているわけです。これは、事務局長にもこういうことだと再三話を通してもらっているんで</p>

	<p>すがなかなかその形をみせてくれないのです。ではどうしたらいいのだと言うと農業委員会は農業委員会で協力してくれということでした。我々には、何も決める決定権はないので協力と言われても何をやったらいいのかわからないので全く基本的な話をしているのです。正直言ってまだ示してもえません。ですから、これは諦めずにやっているんですがどういうふうに考えているのかつかめないでいる状況です。</p>
26番委員	<p>はい、議長。 今の会長の話を聞きますと、それは当局だけの方が問題点があるように聞こえますが、双方に話し合いが進まないということは双方に問題があるのではないかと私は感じます。</p>
議長	<p>はい、分かります。それは素直に受け止め、認めますが、いずれ話し合い的なことを私もやっています。そうするとこれはこのままではいけないことだと言われてもいけないことは確かなので、では市側の持分、農業委員の持分…。</p>
27番委員	<p>いや、私が言っているのはそうではなくて今いろいろやっているわけですが、市は市で頑張っていると思うのですが、ただこの前の上閉伊大会の農業委員会会長の話を聞いても農業委員会は積極的に参画してくださいと言いましたが、どうのように参画したらいいのか、各地区に参画しようとしてもなかなか場が分からないものですからそれをぜひ市の担当者の方からでも結構なのですが、このような総会の場に来て説明するなり、こういうことだと話をしていただければ積極的に参画できるのかなと提案したのです。</p>
6番委員	<p>はい、6番。私も27番委員のいうことに賛成いたしまして、このタフビジョンそのものを、主導権をもって推進するというのは市当局担当室なわけですよ。この担当室がどのような考えでもって今後進めようとするのかを分からないから参画しようがないと思います。したがって、担当者がこの場に来て、このような形でやりますということをやまずお聞かせくださいということです。そのことを会長がやはり伝えなければならないのではないのでしょうかということです。</p>
議長	<p>はい、十分わかります。その通りです。</p>
14番委員	<p>はい。9月議会において人・農地プランの考え方とか進め方というのを予算委員会や議会の中で市の方は説明をしていたと思います。それによれば、だいたい12月になってからの農家アンケートとかそれを踏まえての計画作りが始まるというような答弁だったと思いました。ということは今の段階では具体的にたぶん農業委員会が携わることというのはまだないと思います。市がアンケートを踏まえて計画作りを始めると言っているので、農家の意向を踏まえてということですから、今呼んで話を聞いても具体的なやり方とか内容がたぶん出ないと思うので、その辺のタイムスケジュール等を皆様に周知していただいて、そうした中でだんだんにその関わり方とかできるものというのが見えてくるとと思いますので、その辺を明確にしてもらえればいいのではないかと思います。</p>
27番委員	<p>違うんです。例えば、達曽部地区も事務局長が中心となって農業委員が動いているわけですが、それは、農業委員会の形のわかる事務局長が行動したわけですが、例えば、宮守の上流生産組合にも行って説明しているんです。その時に、新規就農の150万円の助成の該当者が生産組合には二人いますのでぜひ承認してだしてください。とこれだけ話されているんです。一組合に話しているだけでどんどん進んで今年既に6、7件の認定がされています。そのタフビジョンの形の中です。結局、進むものは進んでいるのですが、今の動きは参画する形が別なんです。ですから、計画がどうかではなくてやることはどんどん進んでいるようですけども、9ヶ所設定するという動きをしている中でその辺もきちんと話をしていただければ動きやすいなと思います。以前、会長が市長に言われたとおり、農業委員会は全然駄目だということがこのようなことに結びつくとは私には思いません。私たちが頑張ろうとしても頑張れる角度が違うわけですから市長に言われて</p>

議 長	<p>どうのとことではないですが、そういうところも反論する立場がきちんとやることをやっていたら言えることですから、そういうことを説明するとかコミュニケーションをとるべきでないかなと言いたいわけです。</p> <p>はい。まさにその通りです。事務局長とは、運営委員会でもお話したかわからないですが、当局というか係りを呼んで説明してもらわなくてはならないというのは考えておまして、その場面をまだ作ることができず、大変申し訳ないです。ですが、いずれアスト側の方から来てどういう形で進めていくという説明をもらわなくてはならないなと思っております。</p>
29番委員	<p>はい。私の経験を少し話させていただきます。集落営農を立ち上げた時に私が携わったわけですが、やっぱり担当者のビジョン、これをしっかり決めないと出てこないと思います。担当者の方で12月はこういうことをしましょう、1月はこうです、3月にまとめるというようにいかないとなかなかまとまらないというのを経験しているわけです。そのためには担当課の方で昼夜問わず、集落の方から要望があれば行って話をしてきちんと内容を説明すると、もちろん農業委員がここに携わるわけですから担当部署のこれからのビジョンをきちんと出してもらって、そしてその担当部署の人たちに中身をしっかりと理解してもらわないといけないのではないかなと思います。それから、集落営農を立ち上げた際にも担当者は本当に勉強いたしました。他の地域にもいって見てやらせられて立ち上げた経過がありますので、今の担当部署がどの程度本気になっているのかが一番問題だと思います。ただ、危険なのは農業委員に任せたらいいと、進められるとうまくいったときはいいですが、悪くなったときに農業委員のせいだとなれば遠野市が入っていかないと、やっぱり担当部署の仕事なんだということを位置づけていただいて農業委員は支援していくという形ではないのかなと思います。</p>
2番委員	<p>はい。会長が運営委員を招集してどのようにやっていくかを話し合っ、12月の総会の時でもいいですから、アクションを起こさないと駄目だと思います。27番委員も29番委員も運営委員会なので、その場でたくさん話し合っていていいと思います。</p>
議 長	<p>はい。いずれ係りの人が来て皆様に説明していただく、これは常に頭に置いております。事務局長とも話は進めておりましたが市側がまだどういう形でやるのかははっきりしたものを持っていると思いますが、それをまず確認して次回の総会には話をしようという感覚は持っております。その前にもう一度当局のほうとつめなくてははいけないかなと思いますので早急にこの件は進めていきたいと思ひます。</p>
1番委員	<p>はい。結局市の職員も県の方について説明を受けているわけですね。できれば1ヶ月ごとに仕事は進んでいるんでしょうからそういう情報も提供をしよう、大体の県のこういう方針でやりなさいというのは決まっていると思うのでそれだけの情報提供、あとはその都度の経過状況を教えてもらう方が分かりやすくいいと思います。1、2月になって始めますとなっても早々動けないです。</p>
議 長	<p>はい。今、皆様が思っている通りです。我々がどの部分で何をやっていいかというのが今全然はっきりしていないので今言われたからではありませんが、早急に煮詰めていかななくてはならないと思ひています。あとは運営委員会で話し合いたいと思ひます。</p>
事務局長	<p>はい。これはいくら会長が煮詰めていってと言っても当局が出てこないのでも何もできないことです。それで、岩手県の方へ報告をしているのが農業委員会で報告しているものと市で報告しているものが乖離だというふうになってきます。というのはおそらく市ではやっていますという報告をしているものと考えられます。農業委員会では進んでいないと報告している、これがずれている、農業会議からは違っていますと文書がきました。市当局へこのような状況なんですけどどうしますかと、いわゆる人・農地プラン、地域農業マスタープランは、農業委員会がいくら動いても、ものにはなりません。市で設定す</p>

るものですから。これをまず覚えていただきたいです。農業委員は何をするかということですが、農業会議会長は、農業委員会動け、動けといいますけどどうふうに動くか、先行して行ってそれがあまりにも先行して行ってのらなかった計画にのらなかった市の考え方と違ってしまうと非常にまずいことになると思いますので農業会議会長のおっしゃっていたことが合っているのかなと、というのはいわゆる7、8年前に水田ビジョンというのをご存知だと思いますが、作りました。その計画は岩手県独自の計画だと農業会議会か会長は言っていました。ところがこれは動いていますか。全然機能していません。岩手県は、そういう計画を作った人・農地プランを作れといっているのです。では二つの計画がでてきてしまうとどうする。市では、今度はタフビジョンを作りましたが、農業振興計画というのが市ではあるわけです。それがダブって二つの計画が同じようなことになってしまうので集落ビジョンはやめにして地域農業マスタープランで一本でいくということが必要ではないかと言っているのですが、何とも回答が来てません。先般、市の方に県と農協、農業委員事務局で会議いたしました。ようやく市がうごいてきて、どうするかということが示されましたのでこれからお話をさせていただきます。

日程は、11月22日に農家支援室から示されましたので皆様にお知らせします。

当初、市の農家支援室では丸投げしようと思いました。農業委員会、農業委員が地域をまとめてくれと計画をまとめるんだという考え方を持っていました。事務局もそれぞれの、農業委員会事務局長や農協の課長、畜産課長、林業課長とかそういう人を各地区に割り当てて説明会をやって計画書をまとめあげようというような考えがあったわけですが、そういう丸投げではいけないよと、担当課が農家支援室ときちんとなっているのだからせめて事務局長は農家支援室長がやってくださいと、それに農業委員が支援していくことは吝かではないというお話をしてつき返しまして、議論された結果が、22日の会議でこのように示されたことであります。ですが、今農業委員さんからお話があったとおり集落水田ビジョンから課題を抽出していくということですから、事務局の方で素案を概ね作るのではないかと思います。ですから、農業会議会長の言っている徹底してとことん話し合っただけからの地域農業を考えていくというのには少し遠くなるのかなと、時期が狭まってきているということだと思います。そして、11月22日に開かれた会議を踏まえて12月中に農家の方にアンケート調査を行うと、土地を手放すつもりはありますか、このまま継続していきますか、規模を拡大しますか等々がアンケートされるということで12月4日から地区検討会に入ると、このように厳しくなっている日程になります。そして、4日に入って12月20日には原案を作成しようということですから、とても15、6日の間に検討会に入って、1回で終わらないと思います。達曽部の場合3回やりましたが人が集まらないです。これをまとめてから原案を作成しようということですから困ったなど。しかしながら提出する時期もきているということで12月25日が市の検討会、これには女性農業委員さんに検討会に要請があるかもしれません。12月27日に市長決済というように進めないという間に合わないといわゆる新規就農給付金がうまくいかなければならないということですのでこのようにお願いを農業委員さんにするところであります。ですから、農家支援室から来ていただいてもきちんと明確に説明できないというように思いましたので今回の総会にはお呼びしませんでした。それで、農業委員の役割ですが、遠野、松崎町が一つのプランの作成なようです。あとは、町単位です。宮守町については鱒沢、宮守、達曽部の三つです。ただ、宮守川上流組合については既に出来上がっていますので独立してとしてというような要請があるようですがこれがリーダーですから宮守地区は一本にして宮守川上流組合が引っ張ってってもらえるような計画にならないかというような意見が出ております。これは決定されていません。それで、農業委員さんがどうするかということ。地域座談会においては農業委員が要綱を作り、いずれ農業委員会の方からお願いしました。農業委員に頼むと言っても何を頼むのかははっきりしていないのだからこれではやりようがないと、です。要綱を作らせてくださいと要綱を作らせてもらいました。素案を農業委員会の方で作って農家支援室に昨日届けました。これを市長決済があればそのようになると思うのですが、地区検討会を農業委員の、昨日の農林水産振興大会の地区協議会がありますよね、あのときに農業委員が代表になるわけですよね、補選で。あのようなことを想定してください。地区の農業委員さんで委員長を決めて座長になるということになるかと思えます。座長になって

	<p>いろいろみんなの意見を出して頂くと、そしてその地区のプランを徹底して話し合っ て計画書に入っていくと、事務局は市の方で農業委員会の方でも職員が参ります。いろ んな機関、団体で事務局を構成して計画書は市の方でまとめるということになります。い ずれ農業委員さんはその話をこの地区をどうするんだ、遠野町、松崎町の今後の農業は どうなるんだ、10年後20年後どうするんだという話し合いをするようにうまく導いて いただければと思います。そして、必要に応じて2回、3回の話し合いもあるのではない かと思います。期日はわかりませんがそういうふうをお願いをしていきたいと思いま す。そういうことで今会長から言われたことはこのようにやっているんだけども農業 委員の通常業務の中でやるのがいろいろこれから会議をもった中で変更変更重ねてい くわけですから集まっているとき、これも農業委員の通常業務なんだということがありま したので農家支援室と農林水産部長と協議をしまして報酬3万数千円の日当でこれを市 側でやっていただきたいというのはいかがなものかということですね、報酬ですね、 報酬以外に市として日誌を出して例えば今日は会議、例えば今日は農地の白紙委任を する場合を持って歩いて行ってきたとかいうものを一日と数えて一日千円なり2千円な りの日当を払えるような予算というのを平成25年度の目玉として予算化できないものか と申し入れをしておりますけれどもまだ昨日の段階ですから結論は出てないです。そう いう協議をしているところでもあります。</p> <p>以上、この日程で進まないと言間に合わないようですのでこれで進むという結論です ので宜しくお願いします。</p>
6 番 委 員	はい、今局長説明の中で推薦する素案を昨日提出したと推進する上での事務局案とい うのを出したということですね。
事 務 局 長	事務局案ではなくて地区協議会の検討委員会の要綱の素案を作らせていただいたとい うことです。
6 番 委 員	はい、そのことについては会長ご存知ですか。
議 長	素案作りをしているのは存じております。
6 番 委 員	ご存知だということですね。では、この委員の皆様にもお知らせするべきではないで すか。
事 務 局 長	まだお知らせするわけにはいきません。
6 番 委 員	素案であってもこの委員の中できめることではないですか。
事 務 局 長	農業委員会での素案ではないので、市からも示されることになりますからこれはでき ないことになります。
10 番 委 員	10番佐々木です。先ほどの局長の説明の中で検討委員会には女性農業委員がというお 話だったんですが、あえて女性と限定されたのは何か主旨があるのでしょうか。
事 務 局 長	はい。既にYYYの方でご存知のことだと思うのですが男女共同参画基本法の中で女 性を登用するといういろんな会議に行ったりそういう決まりといいますか推進があるわ けです。それで地域農業マスタープランの計画の検討にあたっては3割から4割女性委 員がというのが国の方針なんですけれども、女性をその位の率で確保するようにときて いるようです。今までを参考にいたしますと女性というのは女性農業委員だったとい うように聞いております。
26 番 委 員	最後にいろいろこのように激論になりますが、そのようにならないようにするのも長 たる長の能力だと思いますので今後このようなことがないように一生懸命頑張ってい たいと思います。

議 長	<p>このマスタープランに関しましては打ち出したときにもう話し合っ、市のほうにも何度も話をしています。ここの今の年末のぎりぎりになってこういうことがだされて、その間まだ時間があつたわけですけども、皆様から言わせれば農業委員会の方にも何かうまくいかなかった部分があつたのではないかといわれましたが、それはそれとして受け止めておきますけども我々はとにかく前向きに進めてきたのですが、今になって出てきたということです。ですから、あとは期間内にやれることはやっつてですね、ただ私は今話をするとこれはものにならないのではないかと思つたこともありましたが。ただそれは、先ほど、皆様から指摘されましたけどもこちらがこうしてください等ということではないのでその部分だけご理解いただきたいと思つています。皆様のご意見はいろいろ謙虚に受け止めますがこちら黙つていたわけではないということだけお分りいただければと思つています。</p> <p>その他ございませんか。</p>
17番委員	<p>はい、17番菊池です。自分が勉強不足なのか聞き落としたのか家族経営協定の件で少しお聞きしたいことがあります。まず第一点は、家族皆さんの後継者名簿が入っているということですけどもこの欄の住所の次に締結のものが「1」と数字が入っている人といない人、あとは新規の年数なんですか、「再1」、結局再設定ということだと思つてますが、これは締結の期間というのは定められているのですか、そこもお聞きしたいです。</p>
事務局 長	<p>家族経営協定には期間は定められていません。随時更新していくことが可能です。普通は一年ごとに更新していくんですが遠野市の場合はそのまま継続させていました。</p>
17番委員	<p>はい。それでは地区に提携された畑、家族の異動とかそういう所を拾つて把握して公告すればいい部分もあるわけですね。</p>
事務局 長	<p>はい、その通りです。説明したとおり家族構成がかなり変わつています。ですし、たばこをやつていたがたばこをやめたとか、牛をやつていたが牛をやめたとか、新たに美ルーベリーを始めたとかそうすると内容が変わつてしまいますよね。そういうふうなものを新たにもう一度どう分業化させれば効率的な作業になるか話し合いをしてもらつて解決してもらつか事務局でそれを清書して協定書にします。</p>
17番委員	<p>わかりました。</p>
議 長	<p>はい、他にございませんか。      (「なし」の声あり)</p> <p>【閉会】      それでは以上をもちまして第44回遠野市農業委員会総会を閉会いたします。      (午前10時35分閉会)</p> <p>署 名      遠野市農業委員会会議規則第32条第2項の規定により、ここに署名する。</p> <p>平成24年11月27日</p> <p>遠 野 市 農 業 委 員 28番 _____</p> <p>同 29番 _____</p> <p>遠 野 市 農 業 委 員 会 会 長 _____</p>



